## 委託森林経営管理事業「森林経営ソリューション事業」実施要綱

施行 令和2年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業公社業務方法書第23条委託森林経営管理事業における、森林 経営ソリューション事業(以下「ソリューション事業」という。)の実施に関し、必要 な事項を定めるものとする。

## (見積依頼)

- 第2条 ソリューション事業の見積依頼をしようとする土地所有者は、ソリューション 事業見積依頼書(以下「依頼書」という。)(様式第1号)を、理事長に提出するもの とする。
- 2 前項依頼書には、次の書類を添付するものとする。
  - (1)土地登記簿謄本
  - (2)公図(字図)
  - (3)位置図
  - (4) 土地登記簿謄本の権利者と依頼者が異なる場合は、もしくは共有地にあって は、共有者・相続人代表者指定届及び同意書(様式第2号)
  - (5) 相続人代表者指定届の場合、法定相続人が分かる相続関係図(様式第3号)

## (採択の決定)

- 第3条 林業公社は、依頼書を受理したときは、当該土地及び森林の内容等を調査し採 択の可否を決定する。採択の場合は、ソリューション事業業務依頼決定通知書(様式 第4号)で依頼者あて通知するものとする。
- 2 前項通知後は、事業収支シミュレーション [提案書] (様式第 5 号) を土地所有者宛 て提示する。

## (契約の締結)

- 第4条 土地所有者は前条2項について承諾の場合、委託依頼書(様式第6号)を提出 し、事業委託を依頼する。
- 2 委託依頼に必要な書類が整ったときは契約の締結をし、ソリューション事業契約書

(様式第7号) にて締結するものとする。

(公有林の経営管理)

第5条 公有林においてのソリューション事業は、前各条項及びソリューション事業 関連要領に定める規定を準用した手続きとすることができる。

附則

この要綱は令和2年6月1日から施行する。